

白河市引越支援事業補助金

福島県外から白河市に定住される方の引越費用を補助します。



補助金額

- 対象経費（引越費用）の全額

★上限
20万円

補助対象経費

- 引越に要する家財の運送費用及び荷造り等の費用

補助対象要件

- 本市に5年以上居住する意思がある方で下記の要件を満たす方
- ・令和2年9月9日以後に福島県外から白河市に住民登録した方
- ・企業等の転勤や進学など、一時的に住民登録を行う方でないこと
- ・その他 裏面に記載のある要件



問合せ先

福島県 白河市役所 企画政策課

TEL0248-22-1111

《引越支援事業補助金について》

1 補助対象者

補助対象者は、次の事項のいずれにも該当する方が属する世帯の世帯主又は世帯主が該当する方でない場合は該当する世帯員とします。

- (1) 令和2年9月9日以後に福島県外から白河市内に住民登録をした方。
- (2) 市内に住民登録をした日（以下「基準日」という。）から継続して5年以上市内に居住する意思がある方。
- (3) 外国人にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する方。
- (4) 就学、職務上の転勤、出向等を目的として一時的に住民登録を行った方ではないこと。
- (5) 就学を目的として市内から県外に転出し、再び市内に住民登録を行った方ではないこと。
- (6) 社会福祉施設等への入所に伴う住民登録を行った方ではないこと。
- (7) 移住前の居住地において市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市区町村税（以下「市税等」という。）を滞納している方ではないこと。
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている方ではないこと。
- (9) 補助対象者及び既に当該住宅に居住する方が、この要綱、国、他の地方公共団体その他団体から別に引越費用に係る補助又はふくしま移住支援金給付事業補助金若しくは白河市移住者支援就業促進事業補助金を受け、若しくは受けることを予定している方ではないこと。
- (10) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等ではないこと。
- (11) その他市長が補助対象者として不適当と認める方ではないこと。

2 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内への引越に要する家財の運送費用、荷造り等の費用とし、基準日から起算して6月前の日以降に引越業者等に支払った経費とする。

3 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1世帯につき20万円を限度とする。
- (2) 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1世帯につき1回限りとする。

4 補助金の交付申請書類

補助金の交付対象者は、基準日から6月以内に白河市引越支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

- (1) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し
- (2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の属する世帯全員に市税等の滞納がないことを証明する書類【納税証明書、非課税証明書等】
[本市に転入する前に住んでいた住所地で証明書を取得してください]
- (4) 誓約書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

※申請は、先着順に行い、受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えるとときは、新たな申請の受付は行いません。

5 申請様式の入手及び申請受付

- 申請様式：白河市役所ホームページより入手ください（交付要綱も掲載）。
- 申請受付：白河市役所 企画政策課（〒961-8602 白河市八幡小路7番地1）